

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定める規則	(同)	一
○県職員宿舍規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	二
○行政不服審査法施行細則	(私学文書課)	二
○個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(県政情報公開室)	五
○情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	六
○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	七
○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三七
○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三七
○核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三七
○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	三八
○防災行政無線の管理及び運用に関する規則	(危機対策課)	三八
○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程	(人事課)	三八
○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	四一
○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	四一
○公印規程の一部を改正する訓令	(私学文書課)	四二
○文書規程の一部を改正する訓令	(同)	四二

ページ

規 則

(人事課)

(同)

(職員厚生課)

(私学文書課)

(県政情報公開室)

(同)

(税務課)

(同)

(同)

(同)

(管財課)

(危機対策課)

(人事課)

(同)

(同)

(私学文書課)

(同)

(同)

規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教育委員会並びに」の下に「教育長並びに」を加える。

第五条第一項中「教育長、」を「教育次長、」に、「教育長等」を「教育次長等」に改め、同条第四

項中「教育長等」を「教育次長等」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「教育長」を「教育

次長」に改める。

第六条の見出しを「教育次長等の専決」に改め、同条第一項中「教育長等」を「教育次長等」に

改め、同項第十号中「教育長」を「教育次長」に改め、同項第十二号中「同条第十二項」を「同条第

十一項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第二項中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定める

○宮城県県事務取扱規程の一部を改正する訓令 (税務課) 四三

○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (市町村課) 四五

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・

宮城海区漁業調整委員会 (職員厚生課) 四六

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (職員厚生課) 四六

○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する

告示 (県政情報公開室) 四六

○平成十五年宮城県告示第三百十一号(行政文書の写し等)に対して負担し

なければならない費用)の一部を改正する告示 (同) 四六

規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を選定する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号。以下「施行令」という。)第一条第二項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、施行令第一条第二項の規則で定める職員は、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

知事	知事が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
宮城海区漁業調整委員会	宮城海区漁業調整委員会が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第四号中「又は」を「(教育庁にあつては、教育次長。以下同じ) 又は」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

行政不服審査法施行細則

第一条 この規則は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)の施行に関し、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)及び行政不服審査法施行規則(平成二十七年総務省令第五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第二条 法第三十八条第一項、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項及び法第六十六条第一項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲覧又は提出書類等の写し等の交付の求めは、提出書類等の閲覧・写し等の交付申請書(様式第一号)により行うものとする。

2 経済的困難により前項の交付に係る手数料を納入する資力がないことを理由として当該手数料の減免を受けようとする者は、提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免申請書(様式第二号)により申請しなければならない。

3 前項の申請を行う者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を手数料減免申請書に添えて提出しなければならない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由として当該申請をする場合 当該扶助を受けていることを証明する書面

二 その他の事実を理由として当該申請をする場合 当該事実を証明する書面

(手数料の納入)

第三条 法第三十八条第一項、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項及び法第六十六条第一項において読み替えて適用する法第三十八条第一項の規定による提出書類等の写し等の交付並びに法第八十一条第三項において適用する法第七十八条第一項の規定による提出資料

の写し等の交付（次項において単に「提出書類等の写し等の交付」という。）に係る手数料は、手数料納入書（様式第三号）に宮城県収入証紙を貼付して納入しなければならない。

2 郵送により提出書類等の写し等の交付を受けようとする者は、当該郵送に要する費用に相当する額の郵便切手を貼付した封筒を当該交付に係る手数料納入書に添えて提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

第七第一号（第2条関係）

年 月 日

殿

住所及び氏名
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

印

提出書類等の閲覧・写し等の交付申請書

行政不服審査法第38条第1項
 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第38条第1項の規定により、提出書類等の閲覧・写し等の交付を求めます。

1 閲覧・交付を求める提出書類等の写し等に係る審査請求（再審査請求）

(1) 審査請求（再審査請求）年月日

(2) 審査請求人（再審査請求人）の氏名又は名称

(3) 審査請求（再審査請求）に係る処分等

2 閲覧・写し等の交付を求める提出書類等の内容

様式第2号 (第2条関係)

年 月 日

殿

住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

印

提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免申請書

提出書類等の写し等の交付に係る手数料の全部又は一部を免除しよう申請します。

1 交付を求める提出書類等の写し等に係る審査請求 (再審査請求)

(1) 審査請求 (再審査請求) 年月日

(2) 審査請求人 (再審査請求人) の氏名又は名称

(3) 審査請求 (再審査請求) に係る処分等

2 交付を求める提出書類等の写し等の内容

3 手数料の全部又は一部の免除を求める理由

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

手数料納入書

宮城県知事

殿

住所及び氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

印

1 交付を求める提出書類等の写し等・提出資料の写し等の内容

2 納入する手数料の額 円

収入証紙貼付欄

Income certificate sticker area (empty box)

個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 杜 井 肇 昭

〇宮城県規則第五十三号

個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報保護条例施行規則(平成八年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
様式第四号から様式第七号までの規定中

- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第二十号中

- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記の「開示を実施する年月日」までに、知事に対して異議申立てに併せて開示処分の執行停止の申立てがない場合は、貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。
- 3 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。また、この決定についての取消しの訴えに併せて、同裁判所に開示処分の執行停止の申立てをすることができます。

- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 上記の「開示を実施する年月日」までに、行政不服審査法(平成26年法律第68号)又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による開示処分の執行停止の申立てがない場合は、貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。

様式第二十号、様式第二十六号、様式第二十七号及び様式第三十一号中

- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。
- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第二十号

様式第二十号中「異議申立てに」を「審査請求に」及び「第38条」を「第37条」

異議申立年月日	年 月 日	年 月 日	第 号
異議申立ての対象となつた決定	(決定の内容)		
	年 月 日	年 月 日	第 号
諮問をした年月日	年 月 日	年 月 日	
担当課(室)所	電話番号() -	内線	

審査請求年月日	年 月 日	年 月 日	第 号
審査請求の対象となつた決定等	(決定等の内容)		
	年 月 日	年 月 日	第 号
諮問をした年月日	年 月 日	年 月 日	
担当課(室)	電話番号() -	内線	

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を()に公布する。

平成二十八年三月三十一日

○宮城県規則第五十四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

情報公開条例施行規則(平成十一年宮城県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三号ならびに様式第六号並びの規程中

「(教示)」

- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があつた日から6箇月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

「(教示)」

- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があつた日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第十号中

「(教示)」

- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があつた日から6箇月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

「(教示)」

- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁判があつた日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。

あった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 上記の「開示を実施する年月日」までに、行政不服審査法(平成26年法律第68号)又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による開示処分の執行停止の申立てができない場合は、貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。

「第11条」「第12条」「第13条」「第14条」及び「第15条」

異議申立年月日	年 月 日	第 号
異議申立ての対象となつた決定	(決定の内容)	
諮問をした年月日	年 月 日	
担当課(所)	電話番号() - ()	内線

審査請求年月日	年 月 日	第 号
審査請求の対象となつた決定等	(決定等の内容)	
諮問をした年月日	年 月 日	
担当課	電話番号() - ()	内線

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表特定株式会社等譲渡所得金額に係る県民税の項の次に次のように加える。

個人の行う事業に対する事業税(納税義務者が県内に住所又は居所を有し、かつ、当該住所又は居所が所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十五条、第十六条又は第十八条の規定の適用を受ける場合に限る。)	住所又は居所の所在地
--	------------

第六条第一項の表自動車税(所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合における条例第百八条の二第一項に規定する普通徴収、同条第二項に規定する証紙徴収、同条第三項に規定する普通徴収及び自動車税の特例に関する条例第二条に規定する証紙徴収に限る。)の項の次に次のように加える。

自動車税(前項に該当する場合以外の場合であつて、かつ、所有者又は使用者の住所が県外にある場合に限る。)	仙台中央県税事務所所轄の地
---	---------------

第十二条第二項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 県税事務所長は、法第十五条の二第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その旨を記載した徴収猶予申請書等補正通知書により当該申請書を提出した納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

5 法第十五条の二の三第二項の規定により差押えの解除を受けようとする者は、徴収猶予に伴う差押解除申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

6 県税事務所長は、前項の規定による申請により差押えを解除したときは、遅滞なく差押解除通知

号の二裏、様式第十五号の三、様式第十六号及び様式第十七号の二中「〇田」を「㊦田」に改める。
様式第十八号を様式第十八号(その二)とし、様式第十七号の二の次に次の一様式を加える。

様式第18号 (その1)

徴 収 猶 予 申 請 書

宮城県 所長 殿

地方税法第15条第 項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申 請 者	住 所 地 所在地	電話番号 ()										申請年月日		年 月 日	
	氏 名 称 氏名	印													
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載にあつては、左端を空欄とし、ここから記載してください。													
納 付 （ 納 入 ） す べ き 徴 収 金	年度	税 目	課 税 番 号	納 期 限	税 額	加 算 金	延 滞 金	滞納処分費	備 考						
				. .	円	円	円	円							
				. .											
				. .											
				. .											
納付（納入）すべき徴収金のうち、 徴収猶予を受けようとする金額															
猶予該当事実の詳細														
徴収金を一時に納付（納入）することができない事情の詳細														
納 付 （ 納 入 ） 計 画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額									
		円		円		円									
		円		円		円									
		円		円		円									
猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間													
担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は提供できない事情													
	<input type="checkbox"/> 無														
添付する書類	<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類														

様式第十八号の二を次のように改める。

様式第十八号の三(その二)を削る。

様式第十八号の三(その一)中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に、「60日」を「3か月」に改め、同様式を様式第十八号の三(その三)とし、様式第十八号の二の次に次の五様式を加える。

様式第18号の2の2

財 産 目 録

年 月 日

1 住所・氏名等

住 所 所 在 地		氏 名 名 称	
--------------	--	------------	--

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等 の種 類	預貯金等 の額	金融機関等の名称	預貯金等 の種 類	預貯金等 の額
手 持 ち 現 金	現 金	円			円
		円			円
		円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種 類	回収予定日	回収方法	売 掛 金 等 の 額
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円

(3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	担 保 等	直ちに納付(納入) に充てられる金額
国 債 ・ 株 式 等	<input type="checkbox"/>	円
不 動 産 等	<input type="checkbox"/>	円
車 両	<input type="checkbox"/>	円
そ の 他 財 産 (敷金, 保証金, 保険等)	<input type="checkbox"/>	円
	合計(B)	円

(4) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払) 年 月 日	追加借入 の可否	担 保 提 供 財 産 等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

3 現在納付(納入)可能資金額

①当座資金額 ((A)+(B))	②当面の必要資金額 ((C))	③現在納付(納入)可能資金額 (①-②)
円	円	円

「②当面の必要資金額」の内容

項 目	金 額	内 容
支 出 見 込 事 業 支 出	円	
生 活 費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収 入 見 込	円	
(支出見込)-(収入見込)(C)	円	マイナスになった場合は0円

様式第18号の2の4

収 支 の 明 細 書

年 月 日

1 住所・氏名等

住 所 所 在 地		氏 名 名 称	
--------------	--	------------	--

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①-②)	備 考
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)

区 分		見 込 金 額	区 分		見 込 金 額
収 入		円	支 出		円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
入		円		円	
		円		円	
		円	生活費 (扶養親族 人)	円	
① 収 入 合 計		円	② 支 出 合 計		円
③ 納付 (納入) 可能基準額 (①-②)		円			

【備考】

様式第18号の3 (その1)

徴 収 猶 予 処 分 通 知 書									
様							第 号		
							年 月 日		
							宮城県	所長 印	
<p>あなたが（貴社）が 年 月 日付で申請した徴収の猶予については、下記のとおり許可 ・ 変更 ・ 不許可したので、地方税法第15条の2の2第1項（地方税法第15条の2の2第2項）の規定により通知します。</p>									
<p>あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 下記計画のとおり 即 時 納付（納入）してください。</p>									
納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納期限	税 額	加算金	延滞金	滞納処分費	備 考
				. .	円	円	円	円	
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
猶 予 期 間			年 月 日から 年 月 日まで 月間						
納付（納入） 計画	年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額		年 月 日	納付（納入）金額	
		円			円			円	
		円			円			円	
		円			円			円	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第18号の3 (その2)

徴 収 猶 予 取 消 通 知 書									
様							第 号 年 月 日		
							宮城県	所長 印	
<p>年 月 日付で徴収の猶予を許可した以下の徴収金については、地方税法第15条の3第1項第 号に該当し、徴収の猶予を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。</p>									
<p>あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 即時 納付（納入）してください。</p>									
納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納期限	税 額	加算金	延滞金	滞納処分費	備 考
				. .	円	円	円	円	
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
取 消 理 由									

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十八号の四(その二)中「第51条第4項」を「第15条の2の2第2項」に、「60日」を「3か月」に改め、同様式を様式第十八号の四(その三)とする。

様式第十八号の四(その一)中「許可」を「許可 ・ 変更」に、「第15条第4項」を「第15条の2の2第1項」に、「60日」を「3か月」に改め、同様式を様式第十八号の四(その二)とし、様式第十八号の三(その三)の次に次の一様式を加える。

様式第18号の4 (その1)

徴 収 猶 予 期 間 延 長 処 分 通 知 書

第 号
年 月 日

様

宮城県 所長 印

あなた（貴社）が 年 月 日付で申請した徴収猶予期間の延長については、下記のとおり 許可 ・ 変更
しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。
なお、「納付（納入）計画」にしたがって、その期限までに納付（納入）してください。

あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 下記計画のとおり 納付（納入）してください。

納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納 期 限	税 額	加 算 金	延 滞 金	滞納処分費	備 考
				. .	円	円	円	円	
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					

延 長 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	月 間
---------	----------	----------	-----

納付（納入） 計画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十八号の四(その三)の次に次の二様式を加える。

様式第18号の5

徴収猶予(換価の猶予)申請書等補正通知書

第 年 月 日 号
 様 宮城県 所長 印

年 月 日付で提出のあつたあなた(貴社)の申請書又は添付書類については、地方税法第15条の2第6項(同法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、以下の補正内容に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内に補正を行つてください。
 なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、地方税法第15条の2第8項(同法第15条の6の2第3項において準用する場合を含む。)により、当該期間を経過した日において徴収の猶予(換価の猶予)申請を取り下げたものとみなします。

補正を求め 書類	補正内容

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しを提起することができません。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第18号の6

徴収猶予に伴う差押解除申請書

年 月 日

宮城県

所長 殿

申請者	住所												
	所在地												
滞納者	氏名												
	住所												
徴収許可	氏名												
	住所												
徴収猶予	年	月	日	差押	年	月	日	年	月	日			
	解除を請求する財産												
備考													

様式第18号(ネの三)中

「心身障害者を多数雇用する事業の用に供する不動産」
 を
 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業の用に供する不動産」

「認定画を受けた名称	
認定を受けた日	年 月 日

「支給金を受けた名称	
助成金を受け	年 月 日

に

を

様式第21号の7

換 価 の 猶 予 申 請 書

宮城県

所長 殿

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申 請 者	住 所 地 所在地	電話番号 ()										申請年月日		年 月 日			
	氏 名 称 氏名	印															
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載にあつては、左端を空欄とし、ここから記載してください。															
納付 (納入) すべき 徴収金	年度	税 目	課税番号	納 期 限	税 額	加 算 金	延 滞 金	滞納処分費	備 考								
				. .	円	円	円	円									
				. .													
				. .													
				. .													
納付(納入)すべき県税のうち、納付(納入)を困難とする金額																	
徴収金を一時に納付するに よる生活困窮の 詳細を 一納付(納入)すること による継続的な 生活困窮の 詳細を 記載する																	
納付 (納入) 計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額											
		円		円		円											
		円		円		円											
		円		円		円											
猶 予 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 月間															
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情															
添付する書類	<input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類																

様式第二十一号の七の次に次の六様式を加える。

様式第21号の8

換 価 の 猶 予 期 間 延 長 申 請 書

宮城県

所長 殿

地方税法第15条の6の2第2項の規定により、以下のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申 請 者	住 所 地	電話番号 ()					申請年月日	年 月 日		
	氏 名 称	印								
猶予期間の延長を受けようとする徴収金	年度	税 目	課 税 番 号	納 期 限	税 額	加 算 金	延 滞 金	滞納処分費	備 考	
				. .	円	円	円	円		
				. .						
				. .						
				. .						
				. .						
				. .						
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付(納入)することができない理由									
納付(納入)計画	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額	年 月 日	納付(納入)金額				
		円		円		円				
		円		円		円				
		円		円		円				
		円		円		円				
延長期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間								
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								
添付書類	<input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類									

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の9 (その2)

換 価 の 猶 予 取 消 通 知 書										
様							第 号 年 月 日			
							宮城県	所長 印		
<p>年 月 日付で換価の猶予を許可した以下の徴収金については、地方税法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第1項第 号に該当し、換価の猶予を取り消したので、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。</p>										
<p>あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 即時 納付（納入）してください。</p>										
納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納期限	税 額	加算金	延滞金	滞納処分費	備 考	
				. .	円	円	円	円		
				. .						
				. .						
				. .						
				. .						
取 消 理 由										

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の9 (その3)

換 価 の 猶 予 処 分 通 知 書

第 号
年 月 日

様

宮城県 所長 印

あなた（貴社）が 年 月 日付で申請した換価の猶予については、下記のとおり 許可 ・ 変更 ・ 不許可 したので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項（同法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2第2項）の規定により通知します。

あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 下記計画のとおり 即 時 納付（納入）してください。

納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納期限	税 額	加算金	延滞金	滞納処分費	備 考
				・ ・	円	円	円	円	
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					

猶 予 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	月 間
---------	----------	----------	-----

納付（納入） 計 画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の9 (その4)

換 価 の 猶 予 取 消 通 知 書									
様							第 号 年 月 日		
							宮城県	所長 印	
<p>年 月 日付で換価の猶予を許可した以下の徴収金については、地方税法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第1項第 号（同法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第1項第2号）に該当し、換価の猶予を取り消したので、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。</p>									
あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 即時 納付（納入）してください。									
納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納期限	税 額	加算金	延滞金	滞納処分費	備 考
				. .	円	円	円	円	
				. .					
				. .					
				. .					
				. .					
取 消 理 由									

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の10

換 価 の 猶 予 期 間 延 長 処 分 通 知 書

第 号
年 月 日

様

宮城県 所長 印

あなた（貴社）が 年 月 日付で申請した換価の猶予期間の延長については、下記のとおり 許可 ・ 変更 ・ 不許可 したので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項（同法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2第2項）の規定により通知します。

なお、「納付（納入）計画」にしたがって、その期限までに納付（納入）してください。

あなたが納付（納入）しなければならない徴収金は 下記計画のとおり 即 時 納付（納入）してください。

納付（納入） しなければならない 徴収金	年度	税 目	課税番号	納期限	税 額	加算金	延滞金	滞納処分費	備 考
				・ ・	円	円	円	円	
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					

延 長 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	月 間
---------	----------	----------	-----

納付（納入） 計 画	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額	年 月 日	納付（納入）金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第二十五号の二、様式第二十六号の三、様式第二十六号の五、様式第二十六号の七、様式第二十七号、様式第二十八号裏、様式第二十八号の二裏、様式第三十号の四、様式第三十二号の三及び様式第三十七号の二中「60日」を「3か月」に改める。

様式第三十八号の二中

法人事業税・地方法人特別税	自 年 月 日 から 月間延長	地方税法第72条の25第3項 (同)第72条の25第2項
	自 年 月 日 から 月間延長	地方税法第72条の25第2項 (同)第72条の25第4項 (同)第72条の25第6項 (同)第72条の25第7項 (同)第72条の25第11項 (同)第72条の28第2項
法人事業税・地方法人特別税	自 年 月 日 から 月間に変更 延長承認の取消し・廃止	地方税法施行令 第24条の4第2項 (同)第24条の4の2 (同)第24条の4の3
	自 年 月 日 から 月間延長	法人税法第75条の2第1項 (同)第81条の24第3項
法人事業税・地方法人特別税	自 年 月 日 から 月間に変更 延長承認の取消し・廃止	法人税法第75条の2第3項 (同)第75条の2第5項 (同)第81条の24第3項
	自 年 月 日 から 月間に変更	法人税法第75条の2第3項 (同)第81条の24第3項

法人事業税・地方法人特別税	自 年 月 日 から 月間延長	地方税法第72条の25第3項 (同)第72条の25第5項 (同)第72条の28第2項
	自 年 月 日 から 月間延長	地方税法第72条の25第2項 (同)第72条の25第4項 (同)第72条の25第6項 (同)第72条の25第7項 (同)第72条の25第14項 (同)第72条の28第2項 (同)第72条の29第2項
法人事業税・地方法人特別税	自 年 月 日 から 月間に変更 延長承認の取消し・廃止	地方税法施行令 第24条の4第2項 (同)第24条の4の3第1項
	自 年 月 日 から 月間に変更	地方税法第75条の2第3項 (同)第75条の2第5項 (同)第81条の24第3項

法人事業税	自 年 月 日 から 月間延長	法人税法第75条の2第1項 (同)第81条の24第3項
	自 年 月 日 から 月間に変更	法人税法第75条の2第3項 (同)第81条の24第2項
法人事業税	自 年 月 日 から 月間に変更 延長承認の取消し・廃止	法人税法第75条の2第3項 (同)第75条の2第5項 (同)第81条の24第2項
	自 年 月 日 から 月間に変更	法人税法第75条の2第3項 (同)第81条の24第3項

改める。

様式第三十二号の二中

合計事業税額				
仮装整理に基づく事業税額の控除額				
既に納付の確定した事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				
差引過不足事業税額				
内 訳	所得 割	付 加 価 値 割		
	資 本 割	収 入 割		
減少する事業税額のうち仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額				
地方法人特別税				
課 税 標 準	税 率	税 額		
所得割に係る地方法人特別税				
収入割に係る地方法人特別税				
合計地方法人特別税				
仮装整理に基づく地方法人特別税額の控除額				

既に納付の確定した地方法人特別税額	
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額	
差引過不足地方法人特別税額	

合計事業税額			
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額			
仮装経理に基づく事業税額の控除額			
既に納付の確定した事業税額			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			
差引過不足事業税額			
内 訳	所得 割	付 加 価 値 割	
	資 本 割	収 入 割	
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額			
地方法人特別税			
	課 税 標 準	税 率	税 額
所得割に係る地方法人特別税			
収入割に係る地方法人特別税			
合計地方法人特別税			
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額			

や

ひ 「60日」 や 「3

既に納付の確定した地方法人特別税額	
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額	
差引過不足地方法人特別税額	

か月」にわたる。

様式第三十七号の二「中」 「60日」 や 「3か月」にわたる。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	19	20		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	19	20		

様式第三十九号の三「中」

や

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	19			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	19			

にわたる 国債等

1 公社債利子	12 社債的受益証券の収益の分配
2 銀行預金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預貯金等の利子	15 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	16 相互掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託の収益の分配	17 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	18 貴金属の売戻し条件付売買の利益
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	19 外貨建預貯金等の為替差益
9 国外公社債等の利子等	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	
11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

や

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預貯金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属の売戻し条件付売上の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

に改

める。
 様式第三十九号の四及び様式第三十九号の五中「60日」を「3か月」に改める。
 様式第四十八号中

主たる事務所等の所在地	資本金の額又は出資金の額	法人区分 法第72条の適用
	資本積立金額	

を

主たる事務所等の所在地	資本金の額又は出資金の額	法人区分 法第72条の適用
	資本金の額及び資本準備金の合算額 資本金等の額	

に

改める。

様式第四十九号、様式第五十九号、様式第六十号の二、様式第六十号の五（その一）、様式第六十号の五（その二）及び様式第六十一号の三中「60日」を「3か月」に改める。

様式第六十二号の二中

「納番号」を「課番号」に改める。

様式第六十七号（その二）中

「組合員に譲渡した年月日」を「譲渡した日」に改める。

「譲渡を受けた者の住所又は所在及び氏名又は名称」を「譲渡を受けた組合員の住所又は所在及び氏名又は名称」に改める。

様式第六十八号、様式第六十八号の四から様式第六十八号の八までの規定、様式第七十二号、様式第七十二号、様式第七十二号の七、様式第七十三号、様式第八十五号から様式第八十七号までの規定、様式第九十三号、様式第九十五号、様式第九十六号、様式第百号、様式第百二号、様式第百三号、様式第百八号、様式第百二十一号、様式第百二十三号の五、様式第百二十三号の六裏、様式第百二十三号の九、様式第百五十号、様式第百五十三号（その一）、様式第百五十三号（その三）から様式第百五十三号（その五）までの規定及び様式第百五十五号中「60日」を「3か月」に改める。
 様式第百五十七号中「二年」を「三年」に、「二十万円」を「二百五十万円」に改める。
 様式第百五十八号（その一）中

「
 宮城県 所長 印
 宮城県 徴税吏員
 を

「(所 属) 宮城県徴税吏員 氏 名 印」を「60日」に改める。

を「3か月」に改める。

様式第百六十号、様式第百六十一号、様式第百六十七号、様式第百七十号（その一）から様式第百七十号（その三）までの規定、様式第百七十三号、様式第百七十四号、様式第百八十一号（その一）、様式第百八十四号、様式第百八十六号（その一）、様式第百九十号、様式第百九十六号、様式第二百七号、様式第二百九号、様式第二百十四号及び様式第二百十七号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の表に個人の行う事業に対する事業税（納税義務者が県内に住所又は居所を有し、かつ、当該住所又は居所が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十五条、第十六条又は第十八条の規定の適用を受ける場合に限る。）の項及び自動車税（前項に該当する場合以外の場合であつて、かつ、所有者又は使用者の住所地が県外にある場合に限る。）の項を加える改正規定、第二十一条第二項第一号の改正規定、第三十四条第一項中「第九項」を「第十四項」に改め、第五号を第十号とし、第四号の次に五号を加える改正規定、別表様式第四十四号の項の改正規定、別表様式第六十三号の二の項を別表様式第六十三号の項とする改正規定、様式第二十号（その三）の改正規定、様式第二十号の四の改正規定、様式第

二十号の五の改正規定、様式第三十八号の二の改正規定、様式第三十九号の改正規定(「〇日」を「〇日」に改める部分を除く。)、様式第三十九号の三の改正規定、様式第四十八号の改正規定、様式第六十二号の二の改正規定、様式第六十七号(その二)の改正規定、様式第六十七号の改正規定、様式第六十八号(その一)の改正規定(「〇日」を「〇日」に改める部分を除く。)、及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす。

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則(平成十六年宮城県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。
様式第二号、様式第十号、様式第十二号、様式第十四号及び様式第十六号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

核燃料税条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「様式第五号の二(その一)及び様式第十七号の二中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁判」とあるのは「決定」と及び「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、「裁判」とあるのは「決定」とを削る。

様式第二号中

1 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日まで同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立をすることができます。
3 この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後に、異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日まで同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。
2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。
3 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の決定を経た後に、審査請求の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の決定を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁判がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「教育委員会教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則（昭和四十三年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四号の表中防災栗駒の項を削り、同表宮城防災携帯一～五の項中

「陸上移動局」

を

同

に改め、同表防災へり宮城一の項の次に次のように加える。

宮城防災携帯一～一五	同	同	同
------------	---	---	---

別表第四号の表宮城防災移動九二～九四の項中「移動」の下に「九〇」を加え、同表に次のように加える。

防災栗駒	固定局	栗原地方ダム総合事務所栗駒ダム管	栗原市栗駒沼倉玉山一
------	-----	------------------	------------

—— 理事務所長 —— 管理事務所内

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表宮城防災携帯一～五の項の改正規定、同表に宮城防災携帯一～一五の項を加える改正規定及び同表宮城防災移動九二～九四の項中「移動」の下に「九〇」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第一項第五号及び同条第二項の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
一 行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号。以下「規則」という。）第二十二条第一項の表に掲げる部長、局長及び医療健康局長、同条第五項の表に掲げる理事及び技監（規則第二十七条第八項の規定により置かれるものを含む。）、規則第二十七条第一項の表に掲げる所長（公務研修所、東京事務所、地方振興事務所、産業技術総合センター及び仙台土木事務所の所長に限る。）、並びに同条第二項の表に掲げる所長（地方振興事務所の地域事務所の所長に限る。）、並びに宮城県労働委員会処務規程（昭和六十年宮城県訓令第一号。以下「規程」という。）、第四条第一項の表に掲げる事務局長及び同条第三項の表に掲げる理事並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十八条第一項に規定する会計管理者の属する職制上の段階	部長
二 規則第二十二条第一項の表に掲げる次長、同条第二項の表に掲げる	次長

危機管理監、同条第五項の表に掲げる参事及び技術参事（規則第二十七條第八項の規定により置かれるものを含む）、規則第二十七條第一項の表に掲げる所長（仙台中央県税事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の所長に限る）、校長（消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学の校長に限る）、場長（古川農業試験場の場長に限る）、副所長（地方振興事務所、産業技術総合センター及び仙台土木事務所の副所長に限る。及び技術副所長（仙台土木事務所の地域事務所の所長に限る。）、同条第二項の表に掲げる所長（保健福祉事務所の地域事務所の所長に限る。）、及び副所長（地方振興事務所の地域事務所の副所長に限る。）、同条第四項の表に掲げる研究連携推進監並びに同条第七項の表に掲げる研究管理監並びに規程第四條第二項の表に掲げる次長及び同条第三項の表に掲げる参事の属する職制上の段階

三 規則第二十二條第一項の表に掲げる課長及び室長、同条第三項の表に掲げる危機対策企画専門監、企画・評価専門監、原子力防災対策専門監、緑化推進専門監、廃棄物対策専門監、消費者相談専門監、男女共同参画推進専門監、社会福祉指導監査専門監、医療政策専門監、介護政策専門監、子育て政策専門監、雇用推進専門監、農林水産政策専門監、農業普及指導専門監、水田営農専門監、監視伝染病対策専門監、事業管理計画専門監、農地集積指導専門監、施設管理指導専門監、土木政策専門監、港湾振興専門監、空港振興専門監、住宅管理指導専門監及び契約管理専門監、同条第五項の表に掲げる副参事、技術副参事及び総括専門検査員（規則第二十七條第八項の規定により置かれるものを含む）、第二十七條第一項の表に掲げる所長（仙台中央県税事務所を除く県税事務所、環境放射線監視センター、食肉衛生検査所、動物愛護センター、保健所、子ども総合センター、児童相談所、女性相談センター、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター、大阪事務所、計量検定所、農業改良普及センター、病害虫防除所、家畜保健衛生所、王城寺原補償工事事務所、林業技術総合センター、気仙沼土木事務所、港湾事務所、下水道事務所及びダム総合事務所の所長に限る。）、園長、館長（高等看護学校、仙台高等技術専門校を除く職業能力開発校及び宮城障害者職業能力開発校の校長に限る。）、場長（畜産試験場の場長に限る。）、副所長（公務研修所、仙台中央県税事務所、東京事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の副所長に限る。）、技術副所長（保健福祉事務所、保健所、大河原土木事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の技術副所長に限る。）、副校長（消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学の副校長に限る。）、副場長、部長

（仙台中央県税事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、地方振興事務所、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター及び仙台土木事務所の部長に限る。）、及び局長、同条第二項の表に掲げる所長（県税事務所の地域事務所の所長及び土木事務所の地域事務所の所長に限る。）、支所長、場長、副所長（保健福祉事務所の地域事務所の副所長に限る。）、技術副所長及び部長（保健福祉事務所の地域事務所の副所長に限る。）、同条第三項の表に掲げる副部長、同条第五項の表に掲げる保健医療監、同条第六項の表に掲げる検査精度管理専門監、農業普及指導専門監、水産振興専門監、漁港整備専門監、監視伝染病対策専門監及び用地専門監並びに同条第七項の表に掲げる総括研究員並びに規程第四條第二項の表に掲げる課長及び同条第三項の表に掲げる副参事並びに宮城県取用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県取用委員会規則第一号。以下「運営規則」という。）第十一条第二項の表に掲げる事務局長の属する職制上の段階

課長

（仙台中央県税事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、地方振興事務所、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター及び仙台土木事務所の部長に限る。）、及び局長、同条第二項の表に掲げる所長（県税事務所の地域事務所の所長及び土木事務所の地域事務所の所長に限る。）、支所長、場長、副所長（保健福祉事務所の地域事務所の副所長に限る。）、技術副所長及び部長（保健福祉事務所の地域事務所の副所長に限る。）、同条第三項の表に掲げる副部長、同条第五項の表に掲げる保健医療監、同条第六項の表に掲げる検査精度管理専門監、農業普及指導専門監、水産振興専門監、漁港整備専門監、監視伝染病対策専門監及び用地専門監並びに同条第七項の表に掲げる総括研究員並びに規程第四條第二項の表に掲げる課長及び同条第三項の表に掲げる副参事並びに宮城県取用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県取用委員会規則第一号。以下「運営規則」という。）第十一条第二項の表に掲げる事務局長の属する職制上の段階

四 規則第二十二條第一項の表に掲げる課長補佐、室長補佐及び技術補佐、同条第四項の表に掲げる政策調査員及び食の安全安心推進員、同条第五項の表に掲げる上席専門検査員、主幹、技術主幹及び主任専門検査員（規則第二十七條第八項の規定により置かれるものを含む。）、規則第二十七條第一項の表に掲げる所長（防災ヘリコプター管理事務所及び松島公園管理事務所の所長に限る。）、次長、技術次長、副園長、副校長（高等看護学校、仙台高等技術専門校を除く職業能力開発校及び宮城障害者職業能力開発校の副校長に限る。）、所長代理及び部長（消防学校及び農業大学の部長に限る。）、同条第二項の表に掲げる所長（仙台中央県税事務所扇町出張所、東京事務所観光物産サービスセンター、大阪事務所名古屋産業立地センター、仙台人材開発センター、東部土木事務所登米地域事務所沼沼ダム管理事務所、気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所及びダム総合事務所のダム管理事務所の所長に限る。）、次長及び技術次長、同条第三項の表に掲げる所長代理（大阪事務所名古屋産業立地センター及び仙台人材開発センターの所長代理に限る。）並びに同条第七項の表に掲げる上席主任研究員、上席指導員、主任研究員及び主任指導員並びに規程第四條第二項の表に掲げる課長補佐及び同条第三項の表に掲げる主幹並びに運営規則第十一条第二項の表に掲げる事務局次長及び同条第三項の表に掲げる主幹の属する職制上の段階

課長補佐

五 規則第二十二條第五項の表に掲げる主任主査、専門検査員、主査及び技術主査（規則第二十七條第八項の規定により置かれるものを含む。）、同条第四項の表に掲げる企画員並びに規則第二十七條第一項及び

主任主査

規則第二十二條第五項の表に掲げる主任主査、専門検査員、主査及び技術主査（規則第二十七條第八項の規定により置かれるものを含む。）、同条第四項の表に掲げる企画員並びに規則第二十七條第一項及び

び第二項の表に掲げる企画員、同条第七項の表に掲げる事務長、教務主任、副主任研究員、副主任指導員及び研究員並びに規程第四条第三項の表に掲げる主任主査及び主査並びに運営規則第十一条第三項の表に掲げる主任主査及び主査の属する職制上の段階

六 規則別表第一の表に掲げる主事、技師、主事（事務補）、技師（運転技術、技師（電話交換）、巡視長、技師（巡視）、技師（庁務）、技師（甲板業務）、技師（調理）、技師（農業業務）、技師（機械操作）、技師（寮母）、技師（看護補助）、技師（試験検査補助）及び技師（獣疫衛生）並びに規則第二十二條第七項及び規則第二十七條第九項の規定により置かれる主事（事務補主任）、技師（運転技術主任）、技師（電話交換主任）、技師（巡視主任）、技師（庁務主任）、技師（甲板業務主任）、技師（調理主任）、技師（農場業務主任）、技師（機械操作主任）、技師（寮母主任）、技師（看護補助主任）、技師（試験検査補助主任）及び技師（獣疫衛生主任）並びに規則第二十七條第九項の表に掲げる医師並びに規程第四項の表に掲げる主事並びに運営規則第十一条第三項の表に掲げる主事の属する職制上の段階

主事又は技師

（標準職務遂行能力）

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲げる標準的な職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準的な職	標準職務遂行能力
一部長	一 倫理 部局の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
二 構想	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、大局的な視野と将来的な展望に立って、部局の重要課題について基本的な方向性を示すことができる。
三 判断	部局の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。
四 説明・調整	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相

二 次長	五 業務運営 互理解と合意形成を図ることができる。
六 組織統率	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。
一 倫理	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、組織を牽引して成果を挙げることができる。
二 構想	担当分野の重要課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
三 判断	所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、県の将来を見据えて、担当分野の重要課題について基本的な方針を示すことができる。
四 説明・調整	担当分野の責任者として、その重要課題について、迅速に適切な判断を行うことができる。
五 業務運営	所管行政について適切な説明を行うとともに、組織方針の実現に向けて、部局長を補佐し、困難な状況にあっても、関係者と粘り強く調整を重ね、相互理解と合意形成を図ることができる。
六 組織統率	組織活力の向上を意識し、経営資源の有効活用や業務見直しに率先して取り組むことができる。
一 倫理	職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力を発揮し、部下を統率して組織の成果を挙げることができる。
二 企画・立案	課の課題に責任を持って取り組むとともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。
三 課長	所管する行政課題を的確に捉え、実現可能性

五 主任主査	四 課長補佐						三 判断						二 企画・立案						一 倫理																																														
	六 組織統率・人材育成						五 業務運営・遂行						四 説明・調整						三 判断						二 企画・立案						一 倫理																																		
六 人材育成・活用						五 業務遂行						四 説明・調整						三 判断						二 企画・立案						一 倫理																																			
所屬組織における監督的立場を自覚し、責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ						業務の繁閑を考慮した業務配分を行うとともに、部下の人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。						想定される障害やリスクを見込みながら進管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を遂行することができる。						担当業務について論理的な説明を行うとともに、関係者と意思疎通を図り相互理解と合意形成を図ることができる。						担当業務について、適切な判断を行っている。						担当する行政課題を的確に捉え、効果的な政策を立案することができる。						担当業務の第一線において責任を持って課題に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。						部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性に合わせた指導・育成を行うことができる。						経営資源の有効活用や業務見直しを図るなど、課の責任者として積極的、意欲的に業務を遂行することができる。						課の責任者として、組織目標の達成に向けた適切な判断を行うことができる。						の 高 い 政 策 を 立 案 す る こ と が で き る。					

<p>○宮城県訓令甲第七号 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>第四条 この訓令に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(その他)</p>																																																											
六 主事又は技師						五 業務遂行						四 折衝・応対						三 協調性						二 企画・課題対応						一 倫理																													
五 業務遂行						四 折衝・応対						三 協調性						二 企画・課題対応						一 倫理																																			
担当業務について改善に取り組み、積極的に業務を遂行することができる。						担当業務について課題を客観的に整理し、理解を得ることができる。						県の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚等と協働して業務を遂行することができる。						担当業務に関する知識・技術を学び、業務に活用している。						責任を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。						所属組織の目標達成に向けて業務全体を整理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を遂行することができる。						担当業務について、相手の意向を正しく理解したうえで的確な説明を行い、関係者から十分な理解と納得を得ることができる。						上司や同僚、他部局等の担当者との協力的な関係を構築している。						担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を企画・立案することができる。						謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。					

附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月三十一日

附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙南保健所運営協議会の項から宮城県気仙沼保健所運営協議会の項までを削り、同表宮

城県後期高齢者医療審査会の項中

保健福祉部長

を

保健福祉部次長（保健福祉部長が指名するものに限る。）

に

改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食の安全安心推進専門監及び」を削る。

第四条に次の一号を加える。

三 通算して一年以上動物の愛護及び管理に関する行政事務に従事した者

第十九条中「若しくは土木事務所地域事務所」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

宮城県教育委員会 教育長	宮城県教育委員会 教育長
-----------------	-----------------

を

宮城県教育庁 教育次長	宮城県教育庁 教育次長
----------------	----------------

に改め、

同表2の項中

宮城県教育委員会 教育長	宮城県教育委員会 教育長
-----------------	-----------------

を

宮城県教育庁 教育次長	宮城県教育庁 教育次長
----------------	----------------

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「商経第 号 商工経営支援課」を

「商金第 号 商工金融課
中企第 号 中小企業支援室」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

「	資本	資本の額又は出資金の額	の額	合	計	額	」
	金等	資本積立金額					
様式第五十四号中							

「	資本金の額又は出資金の額		」
	資本金の額及び資本準備金の額の合算額		
	資本金等の額		

収入割	総	額			過不足法人税割額				
	収	入	金	額		算定期間中において事務所等を有していた月数 円×月数			
合計事業税額					均等割額				
仮表経理に基づき事業税額の控除額					既に納付の確定した当期分の均等割額				
既に納付の確定した事業税額					過不足均等割額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					この処分により納めるべき県民税額				
差引過不足事業税額					利子割還付額				
内訳		所得割		付	加	価	値	割	
		資本割		収	入	割			
					減少する法人税割額のうち仮表経理に基づき過大申告の更正に伴う繰越控除税額				
					重加算対象所得金額				

2 本人確認情報管理責任者に事故があるときは、当該業務担当課等の長の次席の職にある者（庶務を担当する者に限る。）が、その職務を代理する。

附 則

この規程は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第十三号

○宮城県企業局管理規程第二号

○宮城県議会訓令甲第一号

○宮城県人事委員会訓令第二号

○宮城県監査委員訓令第二号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	犬 飼 井 章
宮 城 県 議 会 議 長	安 部 孝 章
宮城県人事委員会委員長	小 川 竹 男
宮城県代表監査委員	工 藤 鏡 子
宮城海区漁業調整委員会会長	畠 山 喜 勝

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第一号」の下に「のうち健康診断の実施及び第三号のうち法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施」を加え、同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定（同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に二号を加える部分（第三号に係る部分を除く。）に限る。）は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百四十三号

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱（平成十五年宮城県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四条(1)二中「行政文書の開示決定等」の下に「若しくは開示請求に係る不作為」を加え、「若しくは利用停止決定等」を、「利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に改め、「異議申立書又は」を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百四十四号

平成十五年宮城県告示第三百十一号（行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本文中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。